

# 横田都市計画整備、開発及び保全の方針

島 根 県

## 目 次

### 1 . 都市計画の目標

- 1 ) 都市づくりの基本理念 ..... 1
- 2 ) 地域毎の市街地像 ..... 2

### 2 . 区域区分の決定の有無

- 1 ) 区域区分の決定の有無 ..... 3

### 3 . 主要な都市計画の決定の方針

- 1 ) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ..... 4
  - 主要用途の配置の方針 ..... 4
  - 土地利用の方針 ..... 5
- 2 ) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ..... 7
  - 交通施設 ..... 7
  - 下水道及び河川 ..... 9
  - その他の都市施設 ..... 10
- 3 ) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 ..... 11
  - a 基本方針 ..... 11
  - b 主要な緑地の配置の方針 ..... 12
  - c 実現のための具体の都市計画制度の方針 ..... 13

横田都市計画整備、開発及び保全の方針の決定  
( 島根県決定 )

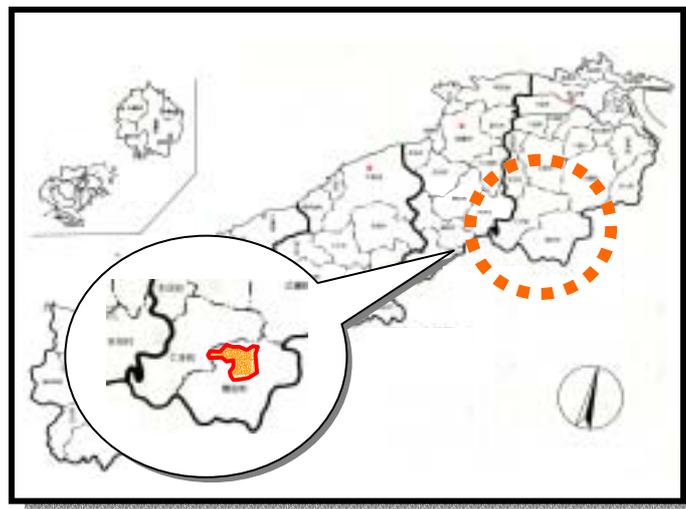
都市計画整備、開発及び保全の方針を次のように決定する。

1 . 都市計画の目標

横田都市計画区域は、島根県の東南東奥出雲地方の中でも最奥部に位置し、鳥取・広島両県に接し、面積約 2,500ha、人口約 4 千人を擁する都市計画区域である。

島根県長期計画（1994 - 2010）では、保健医療、福祉、防災、防犯など人々の日常生活を支える基礎的機能が十分確保されるよう、その条件整備を促進していくこととしている。また、効率的なサービス提供がなされるよう、市町村間の広域的な連携と機能分担を行い、地域固有の資源や特性を最大限に生かした個性的な地域づくりを行うこととしている。

本都市計画区域の範囲規模は右のとおりである。



1 ) 都市づくりの基本理念

本区域は、斐伊川の源流域にあって神話で名高いスサノヲノミコトの「ヤマタノオロチ退治」があった地とされ、イナタヒメの出生地としても有名である。近くにはイナタヒメゆかりの稲田神社や産湯の池、また、岩清八幡宮の荘園として栄えた横田八幡宮、伊賀多気神社など名所・旧跡も多く、古くから砂鉄を使った「たたら製鉄法」に代表される鉄器文明と共に、清楚な奥出雲文化を育んできた。江戸後期には「雲州そろばん」が新しく地場産業として発展し、現在では、その名声は全国に高まっている。また、自然の恵みである温泉や名水、真砂砂鉄や陶芸土などの地下資源、ブナ林やオオサンショウオなどの動植物など優れた自然が豊富に存在している。

しかし現在、人口流出による地域産業及び地域社会の担い手の不足、高齢社会への進展など、地域社会の活力の低下という課題を抱えている。

よって今後は、起業促進・地域間交流の拡大を図りながら、本区域の持つ美しい自然・景観、香り高い地域文化の振興を目指し、高齢者や子供にやさしく、誰もが安心して健康で暮らせるまちづくりを進めていく必要がある。

これらを踏まえて、本区域の都市づくりの基本理念を次のように定める。

### 定住を高める働き場の確保と居住環境の整備

若者・高齢者の雇用環境の整備、確保に努めるとともに、能力開発の場を整え、UI ターンオーバーの受け入れ環境の整備を推進する。さらに、健康で文化的な住民生活を確保し、住みやすさを高めていくため、恵まれた自然環境と調和する、地域の特性を活かしたアメニティ性の高い居住環境の整備を推進する。

また、下水道、住宅、情報通信網などを始めとする生活環境施設の充実、地方中核都市や高規格道路とを結ぶ交通アクセスの整備を進めるとともに、地域を担う人づくり、芸術・文化の振興などソフト対策を推進する。

### 都市との交流の拡大による地域の自立促進

交流人口の拡大施策を推進し、訪れる人と住民が触れ合い、共に自然環境や農村環境の豊かさが共有できる新たな地場産業の創出を促し地域の自立促進を図る。

また、本区域は豊かな自然のほか、個性あふれる伝統文化や歴史のある地域であり、こうした豊かな自然環境の保護や美しい景観の保全を図り、古くから継承されてきた伝統ある文化や歴史など地域文化の保存と、新たな観光需要を一層喚起していく。

### いきがいに満ちた安心とゆとりの高齢社会の形成

保健・医療・福祉の連携を強化し、高齢者や家族が安心して暮らせるように、福祉施設の充実を推進していく。あわせて、高齢者が自らの能力を発揮し、生きがいをもって暮らせるよう、生涯学習の場と就業機会の充実を図る。

## 2) 地域毎の市街地像

地 域	将 来 の 市 街 地 像
横田地区	本地区においては、官公庁及び教育・文化・商業施設等が集積していることから、人々が集い、交流・交歓する本区域の中核として位置づけ、中心性と市街地機能を高め、地域住民の生活上の利便性の向上を目指す。
中村、稲原地区	本地区においては、福祉施設等が集積していることから、今後、さらに医療、福祉機能を充実させることにより、本区域における医療、福祉の拠点を形成する。また、その周辺に広がる優良農地の保全を図るとともに、自然と調和した住環境整備を進める。
下横田地区	本地区においては、国道 314 号に立地する特性を生かして、新しい郊外型商業地域として、商業集積の促進を図っていく。また、中心市街地と適切な連携を図ることにより、本区域の商業活動の活発化を図る。

## 2. 区域区分の決定の有無

### 1) 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。

本区域において、「市街化圧力」「不良街区の形成防止」「良好な市街地形成」「産業基盤の確保」「都市基盤施設整備」「区域区分に関連した要望と地域が望むまち」「用途地域が定まっていない区域の土地利用」「営農条件の確保」「緑地の確保」の観点から、区域区分の必要性について検証・評価を行った。その結果、

- ・市街化圧力が低いことから、無秩序な市街地の拡大・拡散していく可能性は低いと判断することができる。
- ・市街地内においては、現行の土地利用規制の中で、計画的、効率的な都市基盤整備が行われ、今後も、引続き計画的に整備を図っていくものである。また、市街地周辺部においても、現行の土地利用規制の中で、良好な営農・自然環境の保全が十分に図られおり、今後も引続き計画的な土地利用を図るものとする。
- ・住民、各種団体の要望やアンケート結果等から、現行の土地利用規制の中で、横田の文化・歴史を感じさせ、市街地周辺の自然環境を活用したまちづくりが望まれており、人口産業の適正な誘導、乱開発の防止が不可欠である。しかし、市街地の拡大・拡散の可能性は低く、今後も同様の状況が続くと予想される。また、現行の土地利用規制の中で地域が望むまちづくりを推進していくことは可能である。

従って、本都市計画に区域区分を定めないとした。

### 3. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### 主要用途の配置の方針

都市及び自然環境に配慮するとともに、将来における土地利用を総合的に勘案し、住宅地、商業業務地、工業地等の各配置方針について以下のとおり定める。

用途	地区名等	配置の方針
住宅地	既成市街地	住宅、商業、工業の各施設が混在して立地しているため、土地利用の純化を図り、環境の維持・改善及び都市基盤の整備を促進し、住宅地として配置する。 また、歴史的な町並みが形成されている地区については、その環境の維持・保全を図る。
	大市西、大市東、 稲田地区	比較的良好な低中層の住宅地が形成されていることから、今後も良好な居住環境を保持し、自然環境と共生した住宅地として配置する。
商業業務地	JR 出雲横田駅周辺	本区域の中核として、既に商業、観光、サービス施設等が集積していることから、本区域の中心的な商業業務地を配置する。中心市街地の立地の優位性を生かし、個性的で魅力ある商業地の計画的な誘導・育成等を推進し、中心市街地の活性化を図る。
	国道 314 号沿線	国道 314 号は、本区域の主要幹線道路として交通量も多いことから、その沿線には自動車利用に対応した沿道利用型の商業地を配置し、商業機能の集積、充実を図る。
工業地	既成市街地	既に相当数の工業施設が立地しているが、住宅、商業、工業の各施設が混在して立地しているため、土地利用の純化を図り、工業地としての環境の維持・保全を図る。
	国道 314 号沿線	国道 314 号による交通の利便性を生かし、本区域の拠点となる工業地を配置する。また、基盤整備が進んでいる地区については、進出企業の誘致に努めるとともに、工業地としての環境の維持・保全を図る。

## 土地利用の方針

### a 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

地区名等	方 針
既成市街地	住宅、商業、工業の各施設が混在している地区において、住居系への用途純化を図り、良好な居住環境の向上を図る。

### b 居住環境の改善又は維持に関する方針

地区名等	方 針
大市西、大市東、 稲田地区	比較的良好な低中層の住宅地が形成されつつあることから、今後も良好な居住環境を保持し、周辺環境と共生したゆとりある住宅地の形成に努める。

### c 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

地区名等	方 針
既成市街地	JR 出雲横田駅周辺に点在する寺社・仏閣の緑地等によって形成される風致の維持、保全に努める。

### d 優良な農地との健全な調和に関する方針

地区名等	方 針
市街地周辺部	ほ場整備事業等の実施により、優良な農地を形成している地区について、これらの農地の保全を図るほか、その他営農意欲が高い地区等の農地の保全を図る。

e 災害の防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

地区名等	方 針
建築基準法第 39 条 ( 災害防止区域 ) 地すべり等防止法第 3 条( 地すべり防止区 域 ) 急傾斜地の崩壊によ る災害の防止に関す る法律第 3 条( 急傾 斜地崩壊危険区域 ) 土砂災害警戒区域等 における土砂災害防 止対策の推進に関す る法律第 6 条( 土砂 災害警戒区域 ) 第 8 条( 土砂災害特別警 戒区域 )	災害防止の観点から、市街化の抑制を図る。

f 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

地区名等	方 針
市街地周辺部	市街地周辺部に存在する、緑豊かな水田や山林によって 形成される優れた田園、自然景観の維持、保全に努める。

## 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### 交通施設

#### a 基本方針

##### ア 交通体系の整備の方針

本区域における幹線道路としては、国道 314 号が、山陰・山陽を結び中国縦貫自動車道へつながっている。その他の幹線道路としては、国道 314 号を軸に、周辺市町、広島県及び鳥取県をつなぐ放射道路が伸びている。また、JR 木次線及び路線バスが住民の重要な公共交通機関として運行されている。

このような状況を踏まえ、効率的な交通網を確立するため各種交通手段の機能分担に配慮しながら、円滑で利便性の高い都市交通が確保されるよう総合的に交通体系の整備を図る。本区域の交通体系は、次のような基本方針のもとに整備を進める。

##### 広域道路ネットワークの確立

広域道路ネットワークを確立するため、高速交通体系との連携を図りながら、地域間を有機的に結ぶ道路網の体系的な整備を進める。また、これに合わせ、本区域中心部を通過する国道 314 号及び都市計画道路横田多里線とこれに接続する放射道路により、本区域の骨格となる幹線道路網を形成する。

##### 区域内道路ネットワークの確立

本区域における都市活動をより効率的なものとするを旨とした、区域内道路ネットワークを確立するため、環状道路に加え、本区域内の各地域相互を結ぶ道路の整備を推進し、一体の都市としての連携を強化するとともに、生活の基盤となる道路網を形成する。

##### 歩行者用ネットワークの確立

本区域に点在する歴史、文化等の観光資源を結ぶネットワークを確立するため、それぞれの地域特性と道路の性格にあわせた道路網の整備を図る。また、安全・快適な歩行者・自転車ルートネットワーク化を進め、バリアフリーに配慮した観光・レクリエーションルート、散策ルートの形成を図る。

##### 交通拠点の整備

本区域における公共交通の玄関口として、また、鉄道と道路交通の利便性を向上し、駅前交通の混雑を解消する交通拠点として JR 出雲横田駅前広場の整備を図る。駐車場については、駐車需要の質量に応じて、官民が適切な役割分担に基づく施策を総合的かつ効率的に展開する。

##### 公共交通機関の充実

本区域の公共交通機関である JR 木次線については、輸送力の増強や公共交通機関の円滑な乗り継ぎ強化等、利便性の向上に努める。また、路線バスについては、定時制の確保や乗り継ぎ等の連携強化、バリアフリー、景観及び環境に配慮した車両、待合所などの整備を図る。

イ 整備水準の目標

都市施設	整備水準の目標
道路	平成 12 年度末現在で用途地域内における幹線道路網が約 0.7km/km <sup>2</sup> の整備水準で整備されているが、概ね 20 年後には、1.8km/km <sup>2</sup> 程度になることを目標として整備を進める。 整備水準 = 幹線道路改良済み延長 (概成済含む) (km) / 用途地域面積 (km <sup>2</sup> )

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

種別	配置の方針
幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域間を広域的に結ぶ国道 314 号及び都横田多里線とこれに接続し、郊外部、周辺市町を結ぶ放射道路を配置し、本区域の骨格となる幹線道路網を形成する。</li> <li>・骨格となる幹線道路網を補完し、日常生活の基盤となる道路を配置する。</li> </ul>

都は都市計画道路とする。

イ 鉄道

種別	配置の方針
JR 西日本木次線	現在、運行されている JR 西日本木次線を主要な公共交通機関と位置づけ、区域内及び広域的な地域連携を促進するために配置する。

ウ その他

種別	配置の方針
駅前広場	都市における公共機関の玄関口として、JR 出雲横田駅前広場を配置し整備を図る。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備または着手することを予定している主要な施設は次のとおり。

主要な施設	路線名等
道路	都横田多里線

都は都市計画道路とする。

## 下水道及び河川

### a 基本方針

#### ア 下水道及び河川の整備の方針

##### 下水道

下水道は、公衆衛生の保持、生活様式の改善等の生活環境の向上や公共用水域の水質保全を図る上で重要な役割を担っている。

下水道の整備手法については、地域の特性に応じた効率的かつ適正な整備手法を選択していくものとし、基本的に市街地内では、公共下水道により整備し、市街地郊外部の既存集落では、農業集落排水等の集合処理や合併処理浄化槽による個別処理により、全域の下水道整備を早期に図るものとする。また、近年の都市化により、浸水被害の恐れがある市街地においては、下水道による雨水対策も併せて行うものとする。

##### 河川

本区域には、一級河川斐伊川のほか、多くの中小河川が流下し、順次その整備が進められるとともに治水上重要な役割を果たしている。近年都市化の進展とともに治水安全度が低下しつつあることから、河川改修を積極的に推進すると同時に、山林、農地等を保全することにより、流域が本来有している保水、遊水機能を確保するなど総合的な治水対策を講ずるものとする。また、集中豪雨等により浸水する箇所があることから、市街地保護の観点からその実情に応じて積極的に整備を進めていく。河川整備を行う際には、動植物の生息・生育環境に配慮した川づくりを行うとともに、川や地域の個性を生かした親水護岸の整備を図り、人々が親しめる河川空間の整備に努めていく。

また、利水については水利使用者との調整を図りながら水資源の有効かつ適正な利用に努めるものとする。

#### イ 整備水準の目標

都市施設	整備水準の目標
下水道	行政区域における、平成 12 年度末現在の下水道の普及率（処理人口 / 行政人口）は 29.3%である。今後基本方針に基づき整備の促進を図るものとし、平成 25 年度末には、約 100%程度になることを目標として整備を進める。
河川	地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。

## b 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備または着手することを予定している主要な施設は次のとおり。

主要な施設	整備概要等
下水道	整備水準の目標に掲げた下水道普及率を達成するため公共下水道や農業集落排水等の整備を促進する。
河川	桐の木川

その他の都市施設

## a 基本方針

本都市計画区域においては、地域住民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない供給処理施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設については、既存施設の有効利用に努めるほか、利便性の向上を図るとともに設備の近代化を進め、必要に応じた施設の整備を図る。特に住民が衛生的な居住環境の下で日常生活が送れるよう、ごみ・汚物処理施設の機能強化を図る。

### 3) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

#### a 基本方針

##### ア 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域は周囲を中国山地の山並みに囲まれ、南は中国山脈の連峰が陰陽の分水嶺をなし、吾妻山、三国山、船通山等の高峰山岳が起伏しており、大部分が山地・丘陵地で占められている。また、一級河川斐伊川が市街地の中央部を東から西の方向に流れ、市街地の西端で下横田川が合流している。その他の河川として馬木地区に大馬木川、小馬木川が北西の方向に流れている。

近年、少子・高齢化、高度情報化、国際化等の急速な進展や生活スタイルの個性化・多様化に伴い、都市内の緑や自然環境に対する住民意識は急速に高まりつつある。特に、山林、河川、歴史、文化的資源などを活用した、自然とふれあえる空間、歴史、文化とふれあえる空間、人と人が交流できる空間の創出が求められている。

そのため、今後は、適切な配置計画をたて、総合的な緑の保全と創出を図っていかねばならない。本区域の自然、文化、伝統を後世に伝えつつ明るい都市生活を営むために、生活環境の保全、レクリエーションの場の確保、安全性の向上、美しい街並みの保全という4つの観点から公園緑地等の系統的配置を定めるものである。

##### イ 緑地の確保水準

###### 緑地の確保目標水準

平成 32 年における緑地確保目標量	将来市街地面積に対する割合
	概ね 8 ha 約 10 %

将来市街地面積に対する割合

$$= (将来用途地域内の緑地確保目標量) / (将来用途地域面積)$$

###### 都市公園等の施設として整備すべき目標水準

年次	現況 (平成 12 年)	目標年次 (平成 32 年)
目標水準	約 22 m <sup>2</sup> /人	約 32 m <sup>2</sup> /人

b 主要な緑地の配置の方針

本区域においては、現況の豊かな緑と水の保全を図り、防災に配慮し、併せて文化性、歴史性を織り込んだ落ち着いた街づくりを進めるため、以下の方針により、緑とオープンスペースの整備、保全を行うものとする。

緑地系統	配置の方針
環境保全系統	都市生活に密着した河川緑地や自然緑地、都市公園を整備し、ネットワーク化を図る。
	神社・仏閣や文化財等と一体となって歴史的風土を保っている樹林地は緑地として保全を図る。
	緑の少ない中心市街地内で街区公園、近隣公園、地区公園等の住区基幹公園を整備し、都市環境の改善を図る。
	幹線道路沿いや工業団地周辺の必要箇所については、環境保全等を考慮し、緩衝緑地となるような緑地の整備を図る。
	植物、昆虫、小動物等の生態系の維持されている樹林地の保全・整備を図る。
レクリエーション系統	小学校区、幹線道路、河川等により設定された近隣住区ごとに、地域特性を考慮し、住区基幹公園等を適切に配置するとともに、子供から高齢者まで身近に利用できる遊戯、運動、休養等の場の整備を図る。
	住民の休養、休息、運動、自然や文化とのふれあいを通じて、住民の健康の維持、増進、文化活動等に資する場として横田公園を配置する。
	レクリエーションの利用効果を高めるため、公園や公共施設を結ぶ緑道の整備を図る。
防災系統	土砂流出やがけくずれ、地すべりの恐れがある市街地周辺部の緑地の保全を図る。
	地震時、火災時の避難地及び防災活動の拠点となる総合公園、運動公園など大規模な公園の整備を図るとともに、一次避難地となる住区基幹公園等の整備を図る。また、避難路として河川沿いに緑道等の整備を図り、河川を利用した防災上の遮断帯を確保する。
景観構成系統	都市の背景となる良好な自然景観を有する周辺山地の保全を図る。
	一級河川斐伊川、下横田川、桐の木川等の河川においては、親水性のある水辺環境の整備・保全を図る。
	中心市街地において、うるおいとゆとりを感じさせる住区基幹公園を配置する。

	市街地周辺部に形成される、緑豊かな優れた田園景観の維持、保全に努める。
総合的な緑地	本区域は、山地、河川等の多くの自然緑地に囲まれている。これらの緑地に連続的に連なる緑地を骨格として配置するとともに市街地内の良好な緑地を体系的に結びつけるよう配置することを基本としている。この骨格部に相当する緑地の他、市街地の背景となる樹林地や水辺、また日常生活に密接な関わり合いのある緑地の保全を図る。

c 実現のための具体の都市計画制度の方針

市街地開発事業の施行にあたっては、公園、緑地、広場、歩行者専用道路、自転車道等を都市施設として一体的に整備する。

住区基幹公園、都市基幹公園、特殊公園、大規模公園、緩衝緑地等は都市計画公園として積極的に整備に努める。

良好な樹林地や水辺地と一体となって特に良好な住環境を形成している区域については風致地区や緑地保全地区の指定を図るなど保全、整備に努める。

良好な住環境を整備誘導するため、地区計画制度や緑化協定等により緑化を推進する。

# 横田都市計画整備、開発及び保全の方針付図

